平成２３年（フ）第８０号
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町７丁目2746番地11、前住所滋賀県湖南市三雲1468番地８
債務者　福本　信行
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１０号
京都市伏見区深草西伊達町１番地　深草第三市営住宅４棟102号
債務者　岡　喜比古
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４５９号
京都府向日市寺戸町東野辺１番地の34　ハーフポイント201
債務者　北川　浩代
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４７６号
京都市北区衣笠北荒見町11番地１　バルコ衣笠405
債務者　有野　萌子（債務発生時の姓樋沢）
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５６８号
京都市北区大北山原谷乾町19番地の81
債務者　小長谷ミツ江
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５８３号
京都市山科区西野今屋敷町69番地１ハウス松井Ａ－６
債務者　上原　　修
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６２２号
京都市左京区松ヶ崎河原田町２番地23　メゾンエイット101号
債務者　三野　　暁
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６２３号
京都市左京区松ヶ崎河原田町２番地23　メゾンエイット101号
債務者　三野　和代
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４８号
広島県竹原市田ノ浦１丁目９番20―１号
債務者　進藤商店こと　進藤　典義
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第６５号
広島県江田島市沖美町三吉2605番地１
債務者　山根ちづる
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第６６号
広島県呉市本町12番20号
債務者　橘　キラ子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第６７号
広島県呉市広古新開１丁目１番２号
債務者　三上　美香（旧姓村岡）
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第６８号
広島県呉市広吉松１丁目13番27号
債務者　菅原　信明
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第６９号
広島県豊田郡大崎上島町中野4000番地３
債務者　川本　初美
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１４２号
高知県香南市野市町西佐古462番地
債務者　岡本　一惠
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１９４号
高知市鴨部２丁目10番８―104号
債務者　森本　立志
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１９７号
高知市横浜新町３丁目1814番地
債務者　安藤　　睦
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２００号
高知市薊野西町１丁目11番４号
債務者　大﨑けい子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　高知地方裁判所破産係